

和歌山海区漁業調整委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区におけるひき縄釣による水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

令和3年9月28日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松 村 徳 夫

1 定義

この指示において「ひき縄釣」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

2 採捕の承認

ひき縄釣により水産動物の採捕をしようとする者（以下「採捕者」という。）又はトローリング大会等を開催して水産動物を採捕させようとする者（以下「主催者」という。）は、和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 漁業者が漁業を営むために採捕する場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して採捕する場合
- (2) 試験研究のために採捕する場合
- (3) 和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第47条第1項に規定する許可に基づき、採捕従事者が採捕する場合

3 承認の基準

委員会は、原則として次に掲げる条件を全て満たす場合に採捕を承認することとする。

- (1) 和歌山県に所在する漁港等の根拠地から出発し、その日の日没までに採捕を終えて同根拠地に帰港する採捕計画であること。
- (2) 根拠地及び採捕区域における海面の利用について、利害関係がある漁業協同組合の同意を得ていること。
- (3) 同一の採捕者による採捕期間が、連続5日以内であること。
- (4) 採捕しようとする水産動物の種類が、当該資源の保護培養上及び当該資源を利用する漁業との調整上において支障がなく、適当であること。

4 制限又は条件

(1) 法令等を遵守させる義務

採捕者は、漁業法及び和歌山県漁業調整規則等の水産関係法令を遵守しなければならない。主催者は、関係する採捕者に対して当該遵守義務を指導しなければならない。

(2) 標旗の掲揚

採捕に使用する船舶に、委員会が指定する標旗を掲げなければならない。

(3) 採捕実績の報告

承認を受けた採捕者又は主催者は、採捕終了後、採捕実績を委員会に報告しなければならない。

(4) 漁業者の操業妨害禁止

採捕者は、漁業者の操業を妨げてはならない。主催者は、関係する採捕者に対して漁業者の操業を妨げないよう指導しなければならない。

(5) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養上又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

(6) その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

5 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、ひき縄釣採捕承認事務取扱

要領に定める。

6 指示の有効期間

令和3年10月1日から令和5年9月30日まで